

鳥 取 労 働 局 発 表令和3年7月12日

「民事上の個別労働紛争相談件数」が大幅に増加

- 令和2年度個別労働紛争解決制度の利用状況-

鳥取労働局(局長 石田 聡)では、このたび、「令和2年度個別労働紛争解決制度の利用状況」をまとめましたので公表します。「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止と職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法により対応しています。

鳥取労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナー(県内4か所)に寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんを的確に運用するなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に取り組んでいきます。

【ポイント】

1. 全体的な利用状況が大幅に増加

・総合労働相談件数 7,220件(前年度6,300件、前年度比14.6%増)うち民事上の個別労働紛争相談件数 2,323件(前年度1,795件、前年度比29.4%増)

・助言・指導申出件数 80件(前年度 56件、前年度比42.9%増)

・あっせん申請件数 28件(前年度 28件、前年度と同じ)

2. 民事上の個別労働紛争に関する相談は、「いじめ・嫌がらせ」が726件と最多、次いで「解雇」 (438件)、「自己都合退職」(408件)となり、この3項目が相談件数の6割を占める。

(主な相談内容の内訳)

「いじめ・嫌がらせ」 726件 23.1% (前年度508件、前年度比42.9%增) 「解雇」 438件 14.0% (前年度338件、前年度比29.6%增) 「自己都合退職」 408件 13.0% (前年度346件、前年度比17.9%增) 8.9% (前年度205件、前年度比36.1%增) ・「労働条件の引き下げ」 279件 「退職勧奨」 149件 4.7% (前年度128件、前年度比16.4%增) 3.0% (前年度 82件、前年度比15.9%增) · 「出向·配置転換」 93件 2.7% (前年度 46件、前年度比84.8%增) • 「雇止め」 85件 • 「賠償」 55件 1.8% (前年度 65件、前年度比15.4%減) 1.6% (前年度 32件、前年度比56.3%增) • 「雇用管理改善」 50件 854件 27.2% (前年度719件、前年度比18.9%增) その他

※ 「総合労働相談」・・・ 労働問題のあらゆる分野について、労働者、事業主問わず、専門の相談員が面談あるいは電話により情報提供・相談に応じるもの。県内3か所の労働基準監督署(鳥取・米子・倉吉)及び労働局に「総合労働相談コーナー」を設置。

「助言・指導」 ・・・ 民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対し、その紛争の問題点

を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度

「あっせん」 ・・・ 紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより紛争の解決を図る制度。紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、

双方から求められた場合には両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案を提示。

【別添資料】

個別労働紛争解決制度の利用状況

鳥取労働局

1 総合労働相談の状況

鳥取労働局では、労働局内及び県内3ヵ所の労働基準監督署内に労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しています。

相談件数の総数は、平成30年度までほぼ横ばいの状態でしたが、令和元年度に急激に増加し、2年度には更に大きく増え、7000件に達しました。

また、労働基準法上の違反を伴わない、いじめ・嫌がらせや不当解雇など、いわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談(「個別労働紛争相談」)は令和元年度には増加しませんでしたが、2年度にはこちらも大きく増加し、過去最多の件数となりました(第1図)。

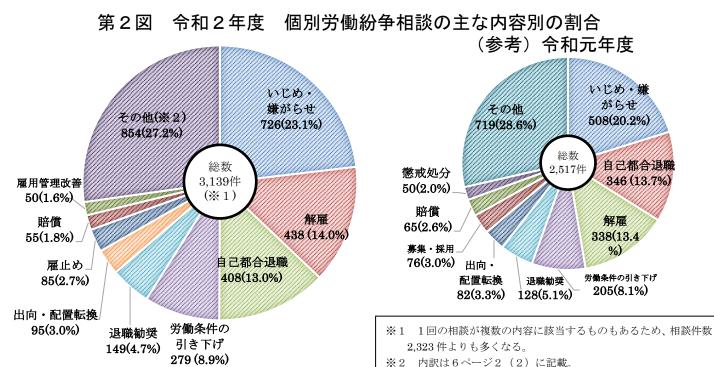


第1図 個別労働紛争相談件数の推移

2 個別労働紛争の相談内容

(1) 相談内容別

令和2年度に寄せられた個別労働紛争相談の主な内容は、前年度に引き続き、「いじめ・嫌がらせ」(726件)「解雇」(438件)、「自己都合退職」(408件)が多く、特に「いじめ・嫌がらせ」は大きく増加しました。また、「雇止め」(85件)も前年度(46件、「その他」に含む)からの増加が目立ちます(第2図)。



(2) 相談者の種類別の割合

令和2年度に個別労働紛争に関する相談をした相談者の割合は、労働者(求職者を含む。)が74.9%(1,739件)と大半を占め、事業主からの相談は16.2%(377件)、その他(家族・知人など)が8.9%(207件)となっており、前年と比較すると労働者からの相談の割合が更に増加しています(第3図)。

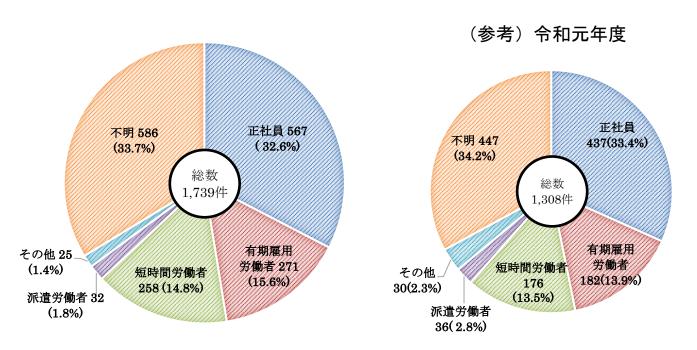


第3図 個別労働紛争相談の相談者構成の推移

(3) 個別労働紛争における労働者の就労形態の割合

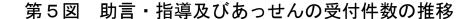
令和2年度の個別労働紛争に関する相談をした労働者の就労状況別割合を見ると、正社員が32.6%(567人)と最も多く、次いで有期雇用労働者が15.6%(271人)、短時間労働者が14.8%(258人)と続き、全体的な割合はほとんど変化がありませんが、有期雇用労働者等、非正規雇用労働者の相談割合が増加した傾向がみられました。(第4図)。

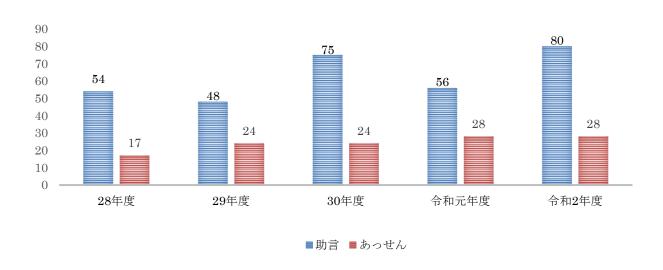
第4図 令和2年度 個別労働紛争相談における労働者の就労状況別の割合



3 鳥取労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの申請状況

個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するために、個別労働紛争解決制度において労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会のあっせんによる解決援助サービスを提供しています。令和2年度における助言・指導の申出件数は80件、あっせん申請件数は28件となり、助言・指導申出件数が大きく増加し、あっせん申請件数は前年同数となりました。(第5図)。

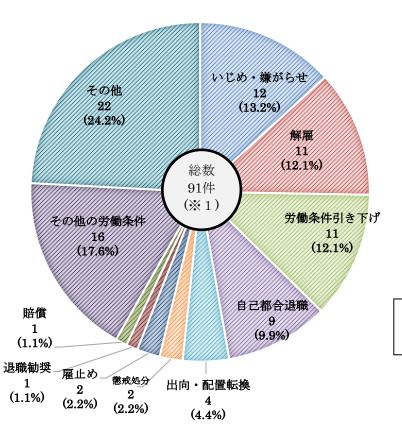




4 鳥取労働局長による助言・指導

令和2年度に受理した助言·指導の申出の主な内容は、「いじめ·嫌がらせ」が12件(13.2%)、「解雇」11件(12.1%)、「労働条件引き下げ」11件(12.1%)、「自己都合退職」9件(9.9%)、などとなっています(第6図)。

第6図 令和2年度 助言・指導の申出内容別の割合



【助言・指導とは】

個別労働紛争の問題点を指摘し、紛争当事者に対して解決の方向を示唆することにより、自主的に紛争を解決することを促進する制度です。

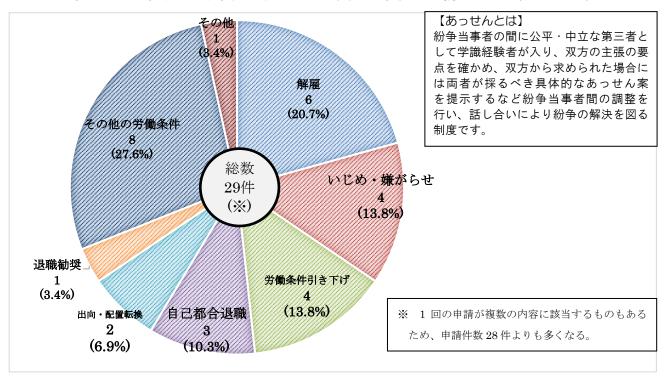
※1 1 回の申出が複数の内容に該当するものもある ため、申出件数 80 件よりも多くなる。

5 鳥取労働紛争調整委員会によるあっせん

(1) あっせん申請の内容

令和2年度に受理したあっせん申請の内容は、「解雇」6件(20.7%)が最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」「労働条件引き下げ」が共に4件(13.8%)と続き、以下「自己都合退職」3件(10.3%)、「出向・配置転換」2件(6.9%)、「退職勧奨」1件(3.4%)となりました。(第7図)。

第7図 令和2年度 あっせん申請に関する紛争の内容別の割合



(2) あっせんの処理結果

令和2年度にあっせんの手続を終了した27件のうち、当事者が合意したものは16件(59.2%)で、合意に至らずあっせんを打切ったものが7件(不参加2件、不調5件)(26%)、あっせん申請が取り下げられたものが4件(14.8%)です。

直近5年間のあっせんの処理結果は下表のとおりです。

表 直近5年間におけるあっせん処理結果の推移

年度	28	29	30	R1	R2
あっせん手続終了件数	17	26	22	27	27
参加件数	9	21	16	23	21
参加率(%)	52. 9	80. 8	72. 7	85. 1	77. 8
合意件数	9	17	13	17	16
合意率(%)	52. 9	65. 4	59. 0	62. 9	59. 2
打切り件数(不参加・不調)	7	9	8	10	7
申請の取下げ	1	0	1	0	4

【助言・指導の例】

事例1:解雇に係る助言・指導		
	労働者が使用者から懲戒解雇を言い渡された事例について、労働者が懲戒処分に納得で	
事案の概要	きずに使用者に抗議したが受け入れてもらえなかったため、紛争の解決を求めて助言申出	
	を行ったもの。	
	労働局から使用者側の主張を聴取した上、使用者側が主張する懲戒事由では懲戒解雇無	
助言・指導	効となる可能性があるということを丁寧に説明し、再度話し合いをして解決してはどうか	
の内容	と勧めたところ、労働者と使用者との間で協議があり、労働者が退職勧奨に応じて退職す	
	ると言う形で円満に解決したもの。	
事例2:労働条件引き下げに係る助言・指導		
事案の概要	労働者が配置転換されたことに伴い賃金を引き下げられた事例について、使用者側の説	
	明に納得できなかった労働者が賃金引き下げの撤回を求めて助言申出を行ったもの。	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	労働局から使用者側に対し労働条件の引き下げに関する法律上の考え方を改めて説明し	
助言・指導	たところ、使用者側が理解を示し、改めて労働者と話し合いを持ったうえ、賃金の引き下	
の内容	げが撤回されたもの。	

【あっせんの例】

事例:1 自己都合退職に関するあっせん(使用者側からのあっせん)		
事案の概要	労働者が退職を強要されたとして使用者に対して争いを提起していた件につき、使用者 側から円満な解決を求めてあっせん申請が行われたもの。	
 あっせんの	担当あっせん委員が当事者双方から事情を把握した結果、退職強要の事実については明 確とならなかったものの、あっせん委員より双方に対して、今後の紛争継続にかかる費用	
結果	や労力を考えるとあっせんで早期に解決したほうが互いの利益になるのではないかと説明	
	がなされ、双方合意のうえ解決金を定め、迅速な紛争解決がなされたもの。	
事例:2 パワーハラスメントにかかるあっせん		
車安の輝亜	労働者が勤務中に受けたパワーハラスメント等について使用者に対し慰謝料の請求を 事案の概要 った事例。	
サ米の例女		
	担当あっせん委員が当事者双方から話を聞き、事実と思われた事案についてはハラスメ	
あっせんの	ントに当たる可能性もあると使用者側に説明したうえ、使用者側も労働者に対し勤務中の	
結果	損害等について賠償を求める意向を示していたことから、労使双方互いに債権債務無しと	
	して解決する案をあっせん委員が提示し、双方がそれに合意したもの。	

個別労働紛争解決制度の運用状況

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

1 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 7,220件

相談者の種類

労働者 3,573件(49.5%) 事業主 2,586件(35.8%) その他 1,061件(14.7%)

- 2 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 2,323件
- (1)相談者の種類

労働者 1,739件(74.9%) 事業主 377件(16.2%) その他 207件(8.9%)

(2) 紛争の内容(内容の内訳は複数にまたがる事案もあるため合計が3,139件となる。) いじめ・嫌がらせ726件 解雇438件 自己都合退職408件 労働条件の引下げ279件 退職勧奨149件 出向・配置転換93件 雇止め85件 賠償55件 雇用管理改善50件 ほか854件

「 懲戒処分 49 件 募集・採用 38 件 定年・年齢差別 26 件 採用内定取消 10 件 昇給・昇格 10 件 労働契約の承継 9 件 教育訓練 6 件 人事評価 5 件 その他の労働条件(※1) 306 件 その他(※2) 395 件

- ※1 その他の労働条件とは、休暇の取得抑制など他の区分に分類されない労働条件
- ※2 その他とは、上記のほかいずれにも分類されないもの(離職票、源泉徴収票不交付など)
- 3 労働局長による助言・指導の件数
- (1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 80件

紛争の内容(申出内容が複数にまたがる事案もあるため、合計が91件となる。)

いじめ・嫌がらせ 12件 解雇 11件 労働条件の引下げ 11件 自己都合退職 9件

出向・配置転換 4件 懲戒処分2件 雇止め2件 退職勧奨1件

賠償 1 件 その他の労働条件 16 件(※1) その他 22 件(※2)

※1 その他の労働条件とは、休暇の取得抑制など他の区分に分類されない労働条件に関する紛争

※2 その他とは、上記のほかいずれの区分にも分類されないもの

(2) 助言・指導の手続を終了した件数 76件

終了の区分

助言(口頭、文書)の実施 70件 (うち解決したもの 46件)

取下げ 3件

※受理と手続終了数値(紛争内容含む)は年度跨ぎのものがあるため一致しない(あっせんも同じ)。

- 4 紛争調整委員会によるあっせんの件数
- (1) あっせんの申請の受理を行った件数 28件

紛争の内容(申請内容が複数にまたがる事案もあるため、合計が29件となる。)

解雇 6件 いじめ・嫌がらせ 4件 労働条件引き下げ 4件 自己都合退職 3件

出向・配置転換 2件 退職勧奨 1件 その他の労働条件 8件(※1) その他 1件(※2)

- ※1 その他の労働条件とは、年次有給休暇の買取など他の区分に分類されない労働条件に関する紛争
- ※2 その他とは、上記のほかいずれの区分にも分類されないもの
- (2) あっせんの手続を終了した件数 27件

終了の区分 当事者間の合意の成立 16件 打ち切り 7件 取下げ 4件